

事務連絡
平成27年3月12日

| | | | |
|---------|-------|---------|---|
| 各地方整備局 | 河川部 | 河川計画課長 | 殿 |
| | | 地域河川課長 | 殿 |
| 北海道開発局 | 建設部 | 流域治水専門官 | 殿 |
| | | 地域事業管理官 | 殿 |
| 沖縄総合事務局 | 開発建設部 | 河川課長 | 殿 |
| | | 低潮線保全官 | 殿 |

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室 課長補佐

河川整備基本方針等の作成にあたって参考となる先行事例等について

平成27年3月12日付け事務連絡「河川整備基本方針等の同意等に係る協議の迅速化について」に基づき、河川整備基本方針等の同意等に係る協議の迅速化を図るために、河川整備基本方針等の作成にあたって参考となる先行事例等を集約し、別紙のとおり都道府県等に情報提供したところである。

河川整備基本方針等の同意等に係る協議の際には、これまで通知した基準等とあわせて参考にしていただきたい。

別紙

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 12 日

各都道府県 河川主管課長 殿
各政令指定市 河川主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室
課長補佐 浦 山 洋 一

河川整備基本方針等の作成にあたって参考となる先行事例等について

河川整備基本方針等の作成にあたって参考となる先行事例等については、これまでも協議等の際に情報提供してきたところですが、周知徹底が十分に図られていないことから、平成 27 年 3 月 12 日付け事務連絡「河川整備基本方針等の同意等に係る協議の迅速化について」に基づき、河川整備基本方針等の同意等の協議の迅速化を図るために、現時点で集約したものを、別紙のとおり情報提供します。

河川整備基本方針等の作成にあたっては、これまで通知した基準等とあわせて参考にさせていただきますようお願いいたします。

別紙

<河川整備基本方針の本文について>

- 本文に記載する項目は、河川法施行令第十条の二に規定された事項を満足するものとする。
- 「河川整備の基本となるべき事項」に、計画規模を記載する場合には、平成24年10月16日付け河川計画調整室長事務連絡「年超過確率について」を参考にして記載する。
- 河川津波対策に関する記載については、「北上川水系河川整備基本方針(平成24年11月)」を参考とする。

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/pdf/kitakami/h24114_1.pdf

- 計画津波や計画津波水位などの用語については、「河川管理施設等構造令(平成25年7月5日改正)」に示された用語を用いる。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S51/S51SE199.html>

- 河川環境の整備と保全に関する事項については、河川法施行令第十条第三項の規定に基づき、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保について記載する。
- 維持管理に関する事項については、「河川砂防技術基準維持管理編」を参考にして記載する。

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/gijutsu/gijutsukijunn/index2.html

- 計画高水流量については、基準地点及び主要地点について記載する。
- 「主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項」として規定する河口地点の水位については、堤防高の決定に際して支配的な要因について、その基準となる水位(洪水:計画高水位、高潮:計画高潮位、津波:計画津波水位)を規定する。

<河川整備基本方針の作成にあたって>

- 「河川砂防技術基準計画編」に記載されているとおり、河川整備基本方針は長期的な整備の方針を定めるものであることから、既定計画(工事实施基本計画等)の高水計画や河道計画の技術的根拠等について、再確認しておく。

<高水計画について>

- 計画の規模については、「河川砂防技術基準計画編」に記載されている河川の重要度と計画の規模を参考にして設定するが、当該県等が所管する河川の計画規模の設定にあたっての統一的な考え方を明らかにしておく。
- 計画規模や基準地点を既定計画から変更する場合には、その妥当性を明らかにしておく。
- 基準地点については、必ずしも工事实施基本計画に定める基準地点にこだわらず、「河川砂防技術基準計画編」を参考にし、治水計画上、当該水系を代表すると考えら

れる地点を適切に設定する。

- 主要地点についても、工事实施基本計画の記載にかかわらず、水系全体として記載することが適切と考えられる地点を設定する。支派川の分合流のように流量が大きく変化する地点については主要地点として設定することが望ましい。
- 氾濫解析の実施等も考慮し、小規模河川であってもハイドログラフが得られる洪水流出モデルを使用することが望ましい。
- 洪水流出モデルを適切に検証するために、基準地点における水位・流量データの収集・蓄積に努めておく必要がある。
- 基本高水検討の最新の事例としては、「矢部川水系河川整備基本方針基本高水等に関する資料(参考資料)平成 26 年 6 月」があるので、これを参考とする。

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/pdf/yabegawa93-6.pdf

- 雨量データによる確率からの検討にあたって設定する検討対象降雨の継続時間は、洪水到達時間、過去の洪水の降雨状況、流出特性等を総合的に検討のうえ設定する。近年、時間雨量データが蓄積されたこともあり、洪水到達時間内の降雨が洪水のピーク流量に大きく影響すると考えられる場合には、洪水到達時間を重視して、検討対象降雨の継続時間を設定している事例が多い。
- 計画高水流量(河道への配分)の決定にあたっては、技術的、経済的、社会的及び環境保全の見地から検討して、その妥当性を明らかにしておく。

<河道計画について>

- 計画高水位については、「河川砂防技術基準計画編」を参考にして設定するが、当該河川における計画高水位の設定の基本的な考え方を明らかにしておく。また、計画高水位を既定計画から変更する場合には、それが妥当であることを明らかにしておく。
- 河川整備基本方針や河川整備計画における計画河道の設定にあたっては、計画高水流量流下時の水位縦断図を作成し、計画の規模を上回る洪水が発生した場合でも、できるだけ被害が小さくなるよう、上下流のバランスがとれた水位縦断形になっているかどうかを確認しておくことが望ましい。
- 河道の平面計画、縦横断計画にあたっては、環境との調和を図るとともに、維持管理についても考慮しておく。
- 河口部における計画津波水位の設定方法については、平成 23 年 9 月 2 日付け河川計画課長等通知「河川津波対策について」を参考とする。

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/kasen_tsunami_taisaku_h230902.pdf

- 河口部における計画津波水位の設定事例としては、北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月)の「河口部における施設計画上の津波水位の設定等に関する資料」があるので、これを参考とする。

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/pdf/kitakami/h241114_2.pdf

<正常流量について>

- 正常流量については、河川法施行令第十条の二において、河川整備基本方針には、主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めなければならないとされている。
- 正常流量の検討については、「正常流量検討の手引き(案)」(平成 19 年 9 月 国土交通省河川局河川環境課)を参考とする。
http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/ryuuryoukentou/tebiki.pdf
- 正常流量を設定できない場合は、その算出にあたっての課題を整理し、河川整備基本方針へ簡潔に記載する。

<河川環境の整備と保全について>

- 貴重種を羅列するだけでなく、その河川の特徴を押さえておくことが重要である。(例えば、その河川の特徴ともいうべき生物種、地域住民等が熱心に保護等の活動をしている生物種、歴史的文化的な河川構造物や河川景観、瀬・淵等の物理環境など)
- 河川全体のなかで、治水・利水・環境を一体として整理することが重要である。(例えば、治水や河川利用と環境が一体となり、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境の保全・創出を図るなど)
- 特に、河道掘削が想定される場合には、河川環境への配慮について、河道計画の段階から考慮しておく。
- 魚類の遡上・降下環境の改善、外来種への対応等についても考慮しておく。

事務連絡
平成27年3月12日

各都道府県 河川主管課長 殿
各政令指定市 河川主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室
課長補佐 浦山 洋一

河川整備基本方針等の作成にあたって参考となる先行事例等について

河川整備基本方針等の作成にあたって参考となる先行事例等については、これまでも協議等の際に情報提供してきたところですが、周知徹底が十分に図られていないことから、平成27年3月12日付け事務連絡「河川整備基本方針等の同意等に係る協議の迅速化について」に基づき、河川整備基本方針等の同意等の協議の迅速化を図るために、現時点で集約したものを、別紙のとおり情報提供します。

河川整備基本方針等の作成にあたっては、これまで通知した基準等とあわせて参考にさせていただきますようお願いいたします。

別紙

<河川整備基本方針の本文について>

- 本文に記載する項目は、河川法施行令第十条の二に規定された事項を満足するものとする。
- 「河川整備の基本となるべき事項」に、計画規模を記載する場合には、平成24年10月16日付け河川計画調整室長事務連絡「年超過確率について」を参考にして記載する。
- 河川津波対策に関する記載については、「北上川水系河川整備基本方針(平成24年11月)」を参考とする。

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/pdf/kitakami/h24114_1.pdf

- 計画津波や計画津波水位などの用語については、「河川管理施設等構造令(平成25年7月5日改正)」に示された用語を用いる。
- 河川環境の整備と保全に関する事項については、河川法施行令第十条第三項の規定に基づき、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保について記載する。
- 維持管理に関する事項については、「河川砂防技術基準維持管理編」を参考にして記載する。

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/gijutsu/gijutsukijunn/index2.html

- 計画高水流量については、基準地点及び主要地点について記載する。
- 「主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項」として規定する河口地点の水位については、堤防高の決定に際して支配的な要因について、その基準となる水位(洪水:計画高水位、高潮:計画高潮位、津波:計画津波水位)を規定する。

<河川整備基本方針の立案にあたって>

- 「河川砂防技術基準計画編」に記載されているとおり、河川整備基本方針は長期的な整備の方針を定めるものであることから、既定計画(工事实施基本計画等)の高水計画や河道計画の技術的根拠等について、再確認しておく。

<高水計画について>

- 計画の規模については、「河川砂防技術基準計画編」に記載されている河川の重要度と計画の規模を参考にして設定するが、当該県等が所管する河川の計画規模の設定にあたっての統一的な考え方を明らかにしておく。
- 計画規模や基準地点を既定計画から変更する場合には、その妥当性を明らかにしておく。
- 基準地点については、必ずしも工事实施基本計画に定める基準地点にこだわらず、「河川砂防技術基準計画編」を参考にし、治水計画上、当該水系を代表すると考えられる地点を適切に設定する。

- 主要地点についても、工事实施基本計画の記載にかかわらず、水系全体として記載することが適切と考えられる地点を設定する。支派川の分合流のように流量が大きく変化する地点については主要地点として設定することが望ましい。
- 氾濫解析の実施等も考慮し、小規模河川であってもハイドログラフが得られる洪水流出モデルを使用することが望ましい。
- 洪水流出モデルを適切に検証するために、基準地点における水位・流量データの収集・蓄積に努めておく必要がある。
- 基本高水検討の最新の事例としては、「矢部川水系河川整備基本方針基本高水等に関する資料(参考資料)平成 26 年 6 月」があるので、これを参考とする。
https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/pdf/yabegawa93-6.pdf
- 雨量データによる確率からの検討にあたって設定する検討対象降雨の継続時間は、洪水到達時間、過去の洪水の降雨状況、流出特性等を総合的に検討のうえ設定する。近年、時間雨量データが蓄積されたこともあり、洪水到達時間内の降雨が洪水のピーク流量に大きく影響すると考えられる場合には、洪水到達時間を重視して、検討対象降雨の継続時間を設定している事例が多い。
- 計画高水流量(河道への配分)の決定にあたっては、技術的、経済的、社会的及び環境保全の見地から検討して、その妥当性を明らかにしておく。

<河道計画について>

- 計画高水位については、「河川砂防技術基準計画編」を参考にして設定するが、当該河川における計画高水位の設定の基本的な考え方を明らかにしておく。また、計画高水位を既定計画から変更する場合には、それが妥当であることを明らかにしておく。
- 河川整備基本方針や河川整備計画における計画河道の設定にあたっては、計画高水流量流下時の水位縦断図を作成し、計画の規模を上回る洪水が発生した場合でも、できるだけ被害が小さくなるよう、上下流のバランスがとれた水位縦断形になっているかどうかを確認しておくことが望ましい。
- 河道の平面計画、縦横断計画にあたっては、環境との調和を図るとともに、維持管理についても考慮しておく。
- 河口部における計画津波水位の設定方法については、平成 23 年 9 月 2 日付け河川計画課長等通知「河川津波対策について」を参考とする。
http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/kasen_tsunami_taisaku_h230902.pdf
- 河口部における計画津波水位の設定事例としては、北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月)の「河口部における施設計画上の津波水位の設定等に関する資料」があるので、これを参考とする。
https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/pdf/kitakami/h241114_2.pdf

<正常流量について>

- 正常流量については、河川法施行令第十条の二において、河川整備基本方針には、主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めなければならないとされている。
- 正常流量の検討については、「正常流量検討の手引き(案)」(平成 19 年 9 月 国土交通省河川局河川環境課)を参考とする。
http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/ryuuryoukentou/tebiki.pdf
- 正常流量を設定できない場合は、その算出にあたっての課題を整理し、河川整備基本方針へ簡潔に記載する。

<河川環境の整備と保全について>

- 貴重種を羅列するだけではなく、その河川の特徴を押さえておくことが重要である。(例えば、その河川の特徴ともいべき生物種、地域住民等が熱心に保護等の活動をしている生物種、歴史的文化的な河川構造物や河川景観、瀬・淵等の物理環境など)
- 河川全体のなかで、治水・利水・環境を一体として整理することが重要である。(例えば、治水や河川利用と環境が一体となり、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境の保全・創出を図るなど)
- 特に、河道掘削が想定される場合には、河川環境への配慮について、河道計画の段階から考慮しておく。
- 魚類の遡上・降下環境の改善、外来種への対応等についても考慮しておく。